

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部) の訂正報告書

株式会社モンスターラボホールディングス

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2023年 3月 16日
【会社名】	株式会社モンスターラボホールディングス
【英訳名】	Monstarlab Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鮎川 宏樹
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目 1 番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 4 F
【電話番号】	03-4455-7243
【事務連絡者氏名】	財務経理本部長 目黒 喬弘
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目 1 番39号 恵比寿プライムスクエアタワー 4 F
【電話番号】	03-4455-7243
【事務連絡者氏名】	財務経理本部長 目黒 喬弘

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

2023年2月24日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第4 提出会社の状況	1
1 株式等の状況	1
(2) 新株予約権等の状況	1
① ストックオプション制度の内容	1
第四部 株式公開情報	3
第2 第三者割当等の概況	3
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	3

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第80回新株予約権

(訂正前)

決議年月日	2023年1月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員1
新株予約権の数(個)※	22,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 22,500 [22,500] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	876(注)3、4
新株予約権の行使期間※	2025年1月30日～2033年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 876 資本組入額 438
新株予約権の行使の条件※	<p>(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>① 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。</p> <p>② 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	<p>① 新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>② 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

※ 2023年1月5日開催の取締役会における内容を記載しております。取締役会開催日から提出日の前月末現在(2023年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については取締役会開催日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数

取締役会開催日時点では新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2～5. 「第15回新株予約権」の(注)2～5.に記載のとおりであります。

(注) 第1～10、14、21、27、34、46回新株予約権については、失効または行使に伴い、最近事業年度の末日(2021年12月31日)及び提出日の前月末(2023年1月31日)における新株予約権の数(個)が0個のため、省略致します。

(訂正後)

決議年月日	2023年1月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員1
新株予約権の数(個)※	22,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 22,500 [22,500] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	876(注)3、4
新株予約権の行使期間※	2023年1月30日～2033年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 876 資本組入額 438
新株予約権の行使の条件※	(1) 新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。 ① 当社、当社の子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 ② 発行会社の取締役会において、社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 (2) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	① 新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を要する。 ② 新株予約権の移転は、取得者の氏名及び住所を新株予約権原簿に記載または記録しなければ、何人も当社に対して新株予約権に基づく権利を主張できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5を参照

※ 2023年1月5日開催の取締役会における内容を記載しております。取締役会開催日から提出日の前月末現在(2023年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については取締役会開催日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数

取締役会開催日時点では新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2～5. 「第15回新株予約権」の(注)2～5.に記載のとおりであります。

(注) 第1～10、14、21、27、34、46回新株予約権については、失効または行使に伴い、最近事業年度の末日(2021年12月31日)及び提出日の前月末(2023年1月31日)における新株予約権の数(個)が0個のため、省略致します。

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(省略)

(訂正前)

(注) 6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

(省略)

	新株予約権(36)
種類	第80回新株予約権 (ストック・オプション)
行使時の払込金額	1株につき876円
行使期間	2025年1月30日から 2033年1月5日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況 ① ストックオプション制 度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況 ① ストックオプション制 度の内容」に記載のとおりであります。

(省略)

(訂正後)

(注) 6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

(省略)

	新株予約権(36)
種類	第80回新株予約権 (ストック・オプション)
行使時の払込金額	1株につき876円
行使期間	2023年1月30日から 2033年1月5日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況 ① ストックオプション制 度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況 ① ストックオプション制 度の内容」に記載のとおりであります。

(省略)